

例えば、卵子提供による家族形成について⑨

～ドナー家族になる/ならない?～

荒木晃子

骨髄ドナーと卵子ドナー

D夫:あれから僕も、ネットや知人からいろんな情報を集めたんだけど、君のほうはどうだった?

D子:うん・・・私のほうも、知り合いに不妊治療を経験した人がいて、その人から採卵のことやいろんな話を聞かせてもらったりしたのだけれど、いまいはっきりしないことが多くて・・・

D夫:何がはっきりしないの?

D子:そうね、例えば、不妊治療の一つに、体外受精っていうのがあるんだけど。卵子を提供するには、私の卵巣から採卵という医療行為で卵子を取り出す医療技術が必要なの。でね、通常、不妊治療でいう「採卵」は結婚しているか、事実婚が証明されている男女間でのみ行う体外受精に必要な医療行為なんですって。

D夫:ふう～ん、ということは、本来ならばレシピエントの女性が行う不妊治療の採卵を、君が肩代わりするってことになる。つまり、そこで君の卵子がレシピエントの代わりに必要だということになるんだね。

D子:そういうことね。

D夫:う～む。じゃあ、卵子を提供するってことは、不妊治療の代役、つまり、レシピエントの代わりに治療の一部を受ける患者になるってことなんじゃないの?

D子:そう、結果として、そうなるかな。

D夫:ちょっと待って!それはちょっと話が違うんじゃない?君が「必要な人のために自分の卵子を提供したい」と思っている気持ちは理解できるけれど、代わりに不妊治療の一部を引き受けて患者になる、ってことには容易に賛成できないな。それに、さっき君は、不妊治療は結婚しているカップル、つまり、法律で婚姻関係にあるカップルのことだよな?か、事実婚関係にある、のどちらかのカップルしか受けられないって言ったよね。君が、もし、その関係にあるレシピエント女性の代わりに、卵子を提供する治療を引き受けるとしたら、その医療行為自体が違法になるんじゃないの?

D子:それがね、日本には、不妊治療に関する法的規制はないみたいなの。詳しくはわからないんだけど、実際に、いまも卵子提供は行われていて、そのことをテレビやマスコミで公表しているし、レシピエントやドナー、それに卵子提供医療を実施している医療施設に対して、法的問題は指摘されていないみたい。ほんと不思議ね。結局、卵子提供って、骨髄移植と同じように考えればいいのかしら?

D夫:まさか!実は、僕も、ネットで調べたり、法律関係の知り合いに聞いたりして調べてみた。その道の専門家に聞いたわけじゃな

いから詳しくはわからないんだけど、確か、近年制定された臓器移植法っていうのがあって、そこには、卵子や子宮など不妊治療にかかわる臓器などは含まれていないらしい。つまり、いくら法律家に聞いても、卵子や子宮の扱いに関しては、現行の法律で定められていないのでわからない、ってことだった。だから、この話は慎重に進めなきゃならないって思った。

D 子: そうか、献血のように簡単ではなく、骨髄移植ほどリスクが高くない……ふ～ん、どう捉えたらいいのかよく理解できない。でも、確か、以前、私が骨髄ドナーの登録をしたくて相談した時は、子どもがもっと大きくなってからなら“いいよ”って言ってくれたよね？

D 夫: そう、骨髄移植は、「いまある命」を救うため、つまり救命に必要なことだからね。ちゃんと、法律でも認められているし。法律で認める行為を僕が規制するなんてありえない。確かに、骨髄移植にも身体的リスクは伴う。でも、自分のこととして考えてみたら、自分の家族が生きるために骨髄が必要になれば、その時僕は即提供するだろうって思ったんだ。そう考えると、いま現在骨髄が必要な患者も、きっと誰かの家族なんだよね……。一番心を痛めている家族では手の打ちようがなくて、誰かの善意にすがるしかないんだろうね、きっと。そう思うと、胸が痛む。僕としては、いま直ぐ骨髄バンクに登録する決断はついてないけれど、来るべき時が来たら熟考するつもりでいるし、もちろん、君が登録することに反対するつもりはない。君に何があっても、僕が支えるつもりでいるからね。子どもたちが大きくなって自立した後は、僕たち夫婦が自分たちの残りの人生をどう生きるか、よく話し合っただけいいんじゃないかと思うんだ。

やないかと思うんだ。

D 子: そうだったのね……今までこんな風に二人で話し合ったことがなかったので、あなたがどう考えているのかわからないでいた。だから、今回も、骨髄ドナーの登録の時のように、君の好きにしたらいいよ、って言うてるかもって勝手に思っていた。でも、卵子提供に関しては、ドナーに年齢制限があって、私にはあまり時間が残されてないなって少し焦っていたの。それに、一人では決められなくて、そのうえ、あなたの協力が不可欠だったこともわかった。カウンセリングも受けてもらわなければならないわけだしね。

暗黙のルール

D 夫: そう、そのカウンセリングのことだけど、なぜ、僕も受けなきゃならないのか説明を受けたの？

D 子: うん、それがね……。そういう決まりだからって説明だった。

D 夫: 誰が、というか、何らかの規約があり、必要だったこと？

D 子: ううん、いまのところ、日本に卵子提供を認める法律や規制は無いそうよ。

D 夫: え！じゃ、現在は卵子提供そのものが認められていないってこと？

D 子: それも違うみたい。つまりね、日本には、不妊治療に関する法律そのものがないらしい。だから、卵子提供については、法律に反してもいいし、法的に認めてもいいってこと。なので、卵子提供の手続きや、ドナーになるための決まりは、それを実施する生殖医療専門クリニックとドナー支援をしている NPO 団体が決めているみたい。だから、カウンセリングは生殖医療施設で受けなきゃいけないんだって。

D 夫: え? 僕が生殖医療施設へ行くの? 卵子を提供するドナーになるのは君なのにな?

D 子: そう。

D 夫: なんか腑に落ちないな……

D 子: だって、あなたの名前とか子どもたちのことも、全部医療施設の記録に残るらしいし。その記録は、私の提供卵子で生まれた子どもが一定の年齢に達したら、(その子の) 希望があれば公開することもありうるって説明があった。

D 夫: ん? 卵子提供で生まれた子どもだけに、その権利があるってこと? じゃあ、僕たちの子どもたちには、それを拒否する権利がないってことかな。もしそうならば、変だね。卵子提供で生まれた子どもには特別な権利が認められて、ドナーから生まれた子どもには、同等の権利が認められないって、おかしいと思わない? 僕たちは大人だから、自分のことは自分で決めることができるし、自らの言動に責任もとれる。でも、まだ自分の言動に責任が取れない、というか、社会人未満の子どもたちは、みな平等にその権利は守られるべきだと思う。それを守るのが、僕たち大人の責任なんじゃないのかな。卵子提供で生まれた子どもも、僕たちの子どもも平等に守られるべきだとは思わないかい? (D 子: そう……かもね)

D 夫: 僕は、パートナーである君の「卵子を提供したい。卵子がなくて子どもが産めないカップルの役に立ちたい」という意思を尊重したいと思っている。だから、気になることや、知らないことの答えを明らかにしたいんだ。僕たちは、卵子提供で生まれる子どもと、僕たちの二人の子どもたちのことをよく考えて、責任ある行動をしなければならないと思っているんだよ。決して、卵子提供に反対するつ

もりはないことだけは、わかってほしい。

D 子: そう、本当にそのとおりよね。話をして、あなたの気持ちがよくわかったし、あなたが私の気持ちを理解してくれていることもわかった。だから、卵子提供についての疑問や納得できないことをもっとよく調べて、二人で話し合いながら再検討してみたい。それが私たちの子どものため、そして、卵子提供で生まれてくる子どものためになるのよね。

D 夫: そのほうがいいと思うよ。君の気持ちを思うと、提供した後で後悔したり、つらい思いをさせたくない。提供してよかった、その子が生まれてよかったと、皆でよろこびたいんだ。

D 子: それは私も同じよ。

見つけたリスク

D 子: それはそうとして、卵子提供は骨髄移植よりも、ドナーの身体的リスクは低いといわれるのに、なぜ卵子提供は認められないのかしら?

D 夫: うん、その点は僕も疑問に思い、調べてもらったけれど、結局答えは見つからなかった。つまりね、「認める」という意見もあれば、「認めない」といった意見もあるという具合に、国民の総意が得られていないのが現状だといわれた。

D 子: ふう～ん、少子化に対する問題意識が国民に足りないってことかしら?

D 夫: それだけじゃないと思うし、移植の際のリスクの問題だけでもないと思う。基本的に、骨髄移植は、一人の患者の命を救うために、その患者に適合する一人のドナーから骨髄を採取するよね。でも、卵子提供では、“提供した卵子でレシピエント女性が妊娠する”まではいいとして、その後女性の体内で

胎児は成長し、やがて出産する。つまり、君が提供した卵子は、やがて新たな人格を持つ一人の人間としてこの世に誕生するってことになる。その点が、骨髄移植と大きく異なる点じゃないのかな。

D 子: そりゃそうよ。子どもが生まれることを願って提供するんだもの。そしてそれは、レシピエントカップルの願いでもあるし、新たな生命の誕生のお手伝いができるってことは、私のよろこびにもなると思う。そう考えると、骨髄ドナーよりも、リスクは少なく、よろこびは大きいとは考えられない？

D 夫: うん、君の言っていることにも一理ある。でもね、国民の皆がそう考えているわけではないんじゃないかな。どう説明すればいいのか……。そう、例えば、「血縁でつながるのが家族」と考える人たちにとって、卵子提供で生まれた子どもを自分たちの子どもとは思えないだろう？だって、卵子は君の遺伝子を受け継いでいるんだから、血縁上は、君とレシピエントパートナーとの子どもと考えるだろうね。

D 子: え！？でも、産むのはレシピエント女性だし、法的にも「産んだ女性を母」として認めるんでしょ？

D 夫: そうだよ。民法に、「産んだ女性が母」であることは決まっているんだけど、その法律を制定した時期には、卵子の提供を受け妊娠/出産したとか、代理母が実親に代わり妊娠/出産したという想定がなかった。生殖医療技術が、いまほど進化してなかった。だから、そういった前提なしに、親子関係や夫婦関係などの家族関係を、民法で定めたみたいだよ。

D 子: そうだったんだ……。ならば、卵子提供や代理出産で子どもが生まれる、という前提

の親子関係を定める法律の改定が必要ってこと？。

D 夫: そうなるね。どんな経緯でその子が生まれたか、というより、その子がどういった関係性に誕生したのか、にスポットを当てるか否かも先に検討しなきゃならないだろうし。

D 子: どういった関係性って、どういうこと？

D 夫: つまりね、その子を出産した女性が母で、その母と婚姻関係にある男性が父になる。(D 子: そうなるわね)でも、その子の血縁上のつながりは、ドナー女性にある。(D 子: うん)ということは、その子の誕生には、二人の女性が関わったことになる。それを法的にどう捉え、その関係を法律でどのように関係づけるか、の答えがまだ出ていないんじゃないかな。

D 子: え？だって、産んだ女性が母親になるんでしょ？シンプルに考えると問題ないように思えるんだけど。

D 夫: そう、“提供を受けた卵子で妊娠しても”産んだ女性を母とすると民法にあればね。

D 子: なるほど。でも今は、卵子提供そのものが法律で認められていないので、“卵子提供で生まれた子ども”という前提では、法律が改定されるはずはない、というわけね。反対に、子どもの親子関係の確定には、その前提に、「卵子提供を法的に認める」という条件が付いている、ってことなの？

D 夫: 僕たち素人が考えても、そういう結論になるね。だから、もっと時間をかけ、よく話し合ったうえで、決断してもいいと思うんだ。

D 子: そうね、もっといろんな人に話を聞いて、情報を集めてみようかな。

D 夫: うん、それがいい。

(次号に続く)